

町田市避難行動要支援者避難支援プラン (全体計画)

2023年3月修正

町 田 市

目次

第1章 総則

1 町田市避難行動要支援者避難支援プラン策定にあたって	6
2 町田市避難行動要支援者避難支援プランの目的	6
3 町田市避難行動要支援者避難支援プランの位置づけ	7
4 要配慮者と避難行動要支援者	7
5 避難支援対象者	7
6 対象とする災害	7

第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有

1 避難行動要支援者情報の把握	8
2 避難行動要支援者名簿の作成と管理	8
(1) 避難行動要支援者情報の収集	8
(2) 避難行動要支援者名簿の対象範囲	8
(3) 避難行動要支援者名簿に登載する項目	9
(4) 避難行動要支援者名簿の管理	9
3 避難行動要支援者情報の共有	9
4 避難行動要支援者情報の提供	9
5 避難行動要支援者名簿の提供	10
(1) 提供条件	10
(2) 提供までの流れ	10
6 避難行動要支援者情報の共有・提供にあたっての情報保護	11
7 避難行動要支援者名簿の更新	11

第3章 避難支援体制の整備

1 災害時要援護対策推進連絡会の設置	12
2 関係各機関等の役割	12
(1) 町田市の役割	12
(2) 町内会・自治会、自主防災組織の役割	13
(3) 民生委員・児童委員の役割	13
(4) 社会福祉協議会の役割	13
(5) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割	14
(6) 町田市消防団の役割	14

第4章 情報伝達体制

1 普及・周知	15
（1）防災情報の周知	15
（2）避難行動要支援者の避難支援方法等の普及	15
2 情報伝達体制の整備	15
（1）避難行動要支援者への情報伝達	15
（2）避難支援関係機関への情報伝達	16

第5章 避難誘導体制・安否確認

1 安全確保と避難誘導	19
2 安否確認の方法	19
3 避難行動要支援者等の特徴	20
4 安否情報の収集	22
（1）避難施設での所在確認	22
（2）在宅している避難行動要支援者の安否確認	22
5 各災害時における避難体制	22
（1）地震	22
（2）風水害	26

第6章 避難施設における支援

1 避難施設等における要配慮者支援体制	29
（1）開設の周知	29
（2）避難施設との連携	29
（3）支援体制の確認	29
（4）優先的支援の実施	29
2 避難施設での生活にあたって	30
3 二次避難施設	35
（1）二次避難施設の設置	35
（2）二次避難施設の確保	35
（3）設置・運営等	35

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の見直し	36
2 さらなる避難支援対策の進め方	36
(1) 個別避難計画	36
(2) 個別避難計画の考え方	36
(3) 個別避難計画の対象者	37
(4) 避難行動要支援者・避難支援者の役割	37
(5) 市の役割	37

第1章 総則

1 町田市避難行動要支援者避難支援プラン策定にあたって

近年、集中豪雨や台風による風水害、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震など、全国各地で大規模な災害が発生しています。また2011年3月には東北地方を中心とする東日本大震災が発生し、私達の想像を遥かに超える大きな被害をもたらしました。

このような災害においては、犠牲者の多くを高齢者や障がい者等の避難行動要支援者（従来の災害時要援護者）が占めており、避難行動要支援者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが求められています。

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではありません。また、実際に災害が発生した場合には避難行動要支援者、またはその家族による「自助」、地域による助け合いである「共助」がきわめて重要であることは先の災害から明らかになっています。そのため、「自助」、「共助」の強化を図り、市・消防・警察などの行政機関による救助や支援である「公助」の仕組みを整え、「自助」、「共助」、「公助」が最大限の機能を発揮するための体制づくりを進めていくことが重要となります。

国における避難行動要支援者に関する取組としては、2013年6月に、災害対策基本法を改正し、各自治体における大規模広域な災害に対する即応力の強化、住民等の円滑かつ安全な避難の確保、被災者保護対策の改善、平素からの防災の取組の強化などが示され、これまで災害時要援護者とひとくくりに呼ばれていた方を「避難行動要支援者」と定義し、避難行動要支援者を記載した名簿の作成を各自治体に義務付けるなど、避難行動要支援者支援体制の整備を行いました。

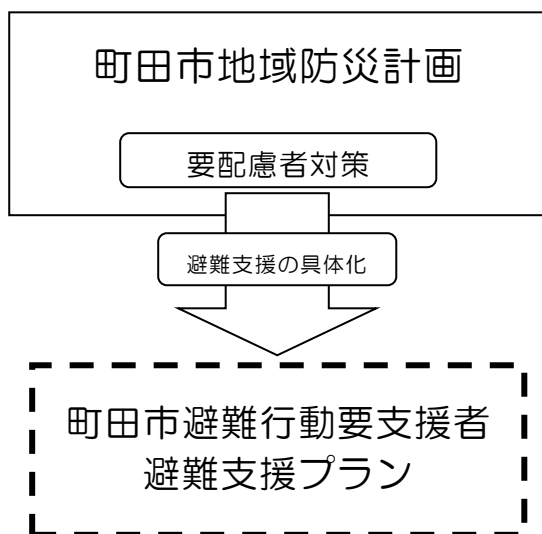
町田市では以前、「町田市地域防災計画」の一環として、2008年3月に「災害時要援護者支援マニュアル」（2012年1月改定）を策定し、町田市における災害時要援護者支援の全体的な方向性を示していましたが、前述の法改正を含め、避難行動要支援者の支援について、現状との齟齬が生じたことを踏まえ、マニュアルの全体的な見直しを行い、より幅広く情報を記載した計画として、「町田市避難行動要支援者避難支援プラン」を2014年8月に策定しました。

2 町田市避難行動要支援者避難支援プランの目的

「町田市避難行動要支援者避難支援プラン」は避難行動要支援者の「自助」及び、地域や住民による「共助」を基本とし、風水害や地震等の災害に備え、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を整備することを目的としています。

3 町田市避難行動要支援者避難支援プランの位置づけ

「町田市避難行動要支援者避難支援プラン」（以下「避難支援プラン」という。）は、町田市地域防災計画中の要配慮者対策のうち、避難支援に関する事項を具体化したものです。



4 要配慮者と避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮が必要な方を「要配慮者」といいます。（災害対策基本法第8条第2項第15号）

また、要配慮者のうち、災害発生時に、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」といいます。（災害対策基本法第49条の10第1項）

5 避難支援対象者

要配慮者には社会福祉施設や医療機関等に入所・入院し、支援を常時受けている方や、家族による支援が受けられる方、自力での避難が可能な方など、様々な状況下にいる方が含まれます。

そのため、本計画における避難支援体制の整備は、避難行動要支援者のような、より緊急性の高い、他者の支援がなければ避難できない在宅の方で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない方について、重点的・優先的に進めます。

6 対象とする災害

避難支援プランは、地震、風水害等全ての災害を対象とします。また、予想される首都直下地震に備えるため、対象地域は町田市全域とします。

第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有

1 避難行動要支援者情報の把握

災害発生時において避難行動要支援者の避難誘導や安否確認、避難施設等での生活支援を的確に行うためには、避難行動要支援者情報の把握及び関係機関との情報共有が必要になります。そのため、平常時から避難行動要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要となります。

2 避難行動要支援者名簿の作成と管理

避難行動要支援者の避難支援等を円滑に実施するため、市は次のとおりに避難行動要支援者名簿を作成します。

(1) 避難行動要支援者情報の収集

避難行動要支援者名簿に記載する情報の収集方法として町田市では、災害時の実効性をより高めるために、手上げ方式や同意方式ではなく、「関係機関共有方式」を用いて避難行動要支援者名簿を作成します。

【関係機関共有方式】

災害対策基本法の規定に基づき、地方公共団体の条例に特別の定めをすることにより、避難行動要支援者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する避難行動要支援者情報を防災関係部局、民生委員・児童委員などの関係機関等の中で共有する方式です。

(2) 避難行動要支援者名簿の対象範囲

避難行動要支援者名簿に登載する対象者は、原則として次に掲げる対象範囲に該当する方とします。

- ア 身体障害者手帳1級及び2級の者
- イ 愛の手帳1度及び2度の者（東京都）
- ウ 介護保険要介護認定要介護度3から5の者

(3) 避難行動要支援者名簿に登載する項目

避難行動要支援者名簿に登載する情報は次のとおりです。

氏名

性別

生年月日

住所

電話番号

要支援区分（以下 a～c のとおり）

- a 高齢者＝要介護度
- b 障がい者＝身体障害者福祉法（身体・知的）に基づく障害支援認定区分
- c 視覚・聴覚障がい者＝身体障害者手帳の等級

(4) 避難行動要支援者名簿の管理

作成された避難行動要支援者名簿の原本は市が保管し、複本は避難行動要支援者名簿の提供を受けた方が保管します。避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法を根拠に、地方公共団体の条例の規定に基づき提供するものであり、避難行動要支援者の避難支援の目的にのみ利用します。

3 避難行動要支援者情報の共有

市は、避難支援体制を整備するため、「関係機関共有方式」を用いて、平常時から避難行動要支援者情報を、町田消防署、町田警察署、南大沢警察署、民生委員・児童委員、町田市社会福祉協議会等の避難支援等関係者で共有します。

4 避難行動要支援者情報の提供

消防署、警察署、市役所が災害発生直後から市内全域で救助活動などすることは現実的には難しいことが、東日本大震災等の事例でも明らかになっていますが、人命救助の観点においては、生存率を高めるために、早期の救助が重要です。これらの事実から、災害時は、地域での助け合いである「共助」が非常に重要となります。そのため、避難行動要支援者名簿を地区社会福祉協議会、町内会・自治会、自主防災組織等に平常時から提供できる体制を整えます。

5 避難行動要支援者名簿の提供

避難行動要支援者名簿は、以下の手順に沿って町内会・自治会、自主防災組織等へ提供します。

(1) 提供条件

- ア 町内会・自治会、自主防災組織等の中で合意がとれていること
- イ 申請する予定の者が会長（代表者）であること

(2) 提供までの流れ

- ア 避難行動要支援者名簿提供申請書の提出【会長（代表者）】
- イ 個人情報保護研修の受講【役員等（名簿の取扱いをする方）】
 - ※ 避難行動要支援者名簿申請日に候補日を決め、後日日程を連絡します。
（研修日当日は、自治会名簿をご持参いただく場合があります。）
- ウ 避難行動要支援者に関する協定の締結【町田市／町内会・自治会、自主防災組織等】
 - ※ 協定書を郵送いたします。町内会・自治会、自主防災組織等の印を捺印のうえ、ご返送ください。
- エ 避難行動要支援者名簿の作成・提供（町田市）
 - ※ 来庁していただき、窓口でお渡しします。

町内会・自治会、自主防災組織等	ア 避難行動要支援者名簿提供申請		町田市
	・町内会・自治会、自主防災組織等の中で合意がとれていますか。 ・申請する予定の者が会長（代表者）ですか。	申請書の提出 (原則 窓口) →	
	イ 個人情報保護研修		
	・個人情報保護研修を受講していただきます。 ・研修日時は、調整の上、決定します。	個人情報保護研修 の日程通知 ←	
	ウ 協定の締結		
・町内会・自治会、自主防災組織等の印を押印の上、返送してください。	協定書の送付 ← 協定書の返送 →		
エ 避難行動要支援者名簿の提供		名簿の提供 ←	
・来庁していただき、窓口でお渡しします。			

6 避難行動要支援者情報の共有・提供にあたっての情報保護

避難行動要支援者名簿の共有・提供にあたり、避難行動要支援者名簿の情報保護対策の確保が不可欠であるため、町田市職員等は守秘義務を厳守します。また、避難行動要支援者名簿を保管する町内会・自治会、自主防災組織等の会長（代表者）は市と協定を結び、守秘義務の遵守に努めるものとします。これらの情報共有者は、避難行動要支援者名簿を電子データで保管する場合はパスワードで管理し、紙媒体で保管する場合は施錠付きの保管庫に保管、またはそれに代わる保管方法を徹底するなど、情報の適正管理を徹底するものとします。

7 避難行動要支援者名簿の更新

市は、毎年避難行動要支援者名簿の更新を行い、市役所関連部署、町田消防署、町田警察署、南大沢警察署、民生委員・児童委員、町田市社会福祉協議会と共有するとともに、避難行動要支援者名簿を提供している地区社会福祉協議会、町内会・自治会、自主防災組織にも、更新された避難行動要支援者名簿を提供できる体制を整えます。

第3章 避難支援体制の整備

1 災害時要援護対策推進連絡会の設置

町田市、町田警察署、南大沢警察署、町田消防署等の代表による対策推進連絡会において、連絡体制や支援対策について協議します。

2 関係各機関等の役割

(1) 町田市の役割

【平常時】

① 市福祉担当部局

- ア 高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者に関する各種情報に基づき作成する避難行動要支援者名簿の作成
- イ 市役所関係部署への避難行動要支援者名簿の提供
- ウ 消防署、警察署、民生委員・児童委員等との協定の締結、及び避難行動要支援者名簿の提供
- エ 町内会・自治会、自主防災組織等との協定の締結、及び避難行動要支援者名簿の提供
- オ 二次避難施設の設置、運営体制の確保・協力
- カ 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施
- キ 避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発

② 市防災担当部局

- ア 避難行動要支援者名簿の共有
- イ 避難情報等の情報伝達体制の整備
- ウ 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施

【災害時】

① 市福祉担当部局

- ア 福祉班、高齢者福祉班を設置
- イ 避難行動要支援者の安否確認
- ウ 二次避難施設の開設・運営支援
- エ 避難施設の職員と連携した避難行動要支援者支援

② 市防災担当部局

- ア 避難情報等の発令・伝達
- イ 避難施設の開設

(2) 町内会・自治会、自主防災組織等の役割

【平常時】

- ア 避難行動要支援者名簿の共有
- イ 避難行動要支援者の把握調査への協力
- ウ 個別支援計画作成のための同意の働きかけ
- エ 個別支援計画作成

【災害時】

- ア 避難行動要支援者及び避難支援者への避難情報等の伝達
- イ 避難行動要支援者への避難支援と安否確認への協力

(3) 民生委員・児童委員の役割

【平常時】

- ア 避難行動要支援者名簿の共有
- イ 避難行動要支援者の把握調査への協力
- ウ 個別支援計画作成のための同意の働きかけ
- エ 個別支援計画作成

【災害時】

- ア 避難行動要支援者及び避難支援者への避難情報等の伝達への協力
- イ 避難行動要支援者の安否確認への協力

(4) 社会福祉協議会の役割

【平常時】

- ア 地域福祉の推進
- イ 災害時におけるボランティアセンターの運営マニュアルの作成
- ウ 避難支援等に関する関係機関の連絡調整への協力

【災害時】

- ア 市災害ボランティア本部の設置、災害ボランティア等の受入・派遣調整

(5) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

【平常時】

- ア 在宅の避難行動要支援者の個別支援計画作成のための同意への協力
- イ 在宅の避難行動要支援者の情報の変更・修正に関する市への情報提供
- ウ 避難先（二次避難施設）としての避難体制への協力

【災害時】

- ア 避難先（二次避難施設）としての避難行動要支援者の受入
- イ 在宅の避難行動要支援者の避難支援（移動手段）への協力

(6) 町田市消防団の役割

【平常時】

- ア 避難行動要支援者の避難支援体制整備への協力

【災害時】

- ア 被災者の安否確認、救援・救助

第4章 情報伝達体制

1 普及・周知

(1) 防災情報の周知

市が作成している防災マップや洪水・土砂災害ハザードマップが住民に活用されるよう、各世帯への直接配布、転入者への窓口での配布、市ホームページへの掲載等を行います。

また、各種マップを用いて避難行動要支援者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平常時から確認するよう、訓練や説明会などを通じて関係機関や住民への周知に努めるとともに、特に避難行動要支援者の理解を進め、地域防災に関する意識の向上を図るものとしします。

(2) 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及

市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、地域住民、町内会・自治会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援プランの必要性、管理方法、避難行動要支援者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図ります。

2 情報伝達体制の整備

(1) 避難行動要支援者への情報伝達

避難行動要支援者は、避難に関する情報を受けることや、その情報に基づき適切な判断・行動をとることが困難な場合が多く、避難情報等必要な情報を確実に避難行動要支援者本人等に伝達できる情報伝達手段が必要になります。そのため市は、地区社会福祉協議会、町内会・自治会、自主防災組織等の地域組織及び社会福祉関係団体等と協力して、災害発生時または、災害の恐れがある場合、避難行動要支援者及び社会福祉施設等の利用者が早めに避難準備及び避難ができる早期の情報伝達に努めます。

実際には、防災行政無線のほか、電子メール、放送事業者、広報車等さまざまな手段を確保し、避難行動要支援者へ避難情報等の防災情報を提供します。特に、視覚・聴覚障がい者への情報伝達については、メール機能等による災害情報配信サービスを活用します。

また、発令された避難準備情報等が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進します。

【情報伝達手段】

- ・ 防災行政無線の活用
- ・ ファクシミリの活用
- ・ メール配信サービスの活用※¹
- ・ SNS（Facebook、Twitter等）の活用
- ・ 放送事業者への情報提供
- ・ ケーブルテレビ、コミュニティFMへの情報提供
- ・ 広報車・消防団等による広報

※1 メール配信サービスはあらかじめご登録していただく必要があります。

（次ページ「メール配信サービス新規登録の方法①、②」参照。）

また、登録者以外にも配信される「エリアメール・緊急速報メール」※²においても情報配信を行います。

※2 【エリアメール・緊急速報メール】

災害等の緊急時に、生命に関わる緊急性の高い情報を特定のエリア内の携帯電話に配信する、下記サービスのことです。

- ・ NTTドコモ：緊急速報「エリアメール」
- ・ NTTドコモ以外：緊急速報メール

防災情報のうち、市民の生命に関わる特に緊急性の高い情報について、エリアメール・緊急速報メールを利用して配信します。

（2）避難支援関係機関への情報伝達

市は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が避難行動要支援者支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、避難行動要支援者支援体制の確保に努めます。

メール配信サービス新規登録の方法 ①

<メールで受け取る方>

1 空メールの送信

空メールを送信する方法は2通りあります。

(1) QRコードを読み取る方法



PC・スマートフォンの場合



フィーチャーフォン（従来型携帯電話）の場合

(2) 「t-machida@sg-p.jp」宛てに空メールを送信する方法

2 登録案内メールから登録ページへアクセス

届いたメール本文中のURLをクリックしてください。

3 「利用規約同意確認」を確認

利用規約を確認し、同意の上「同意する」をクリックしてください。

4. 配信カテゴリを選択

配信を希望するカテゴリを選択し、登録情報を確認して「確認画面へ」をクリックしてください。

5 登録情報の確認

入力内容を確認し、ご入力頂いた内容に間違いがなければ「登録」をクリックしてください。

6 登録の完了

登録完了画面が表示されたら登録完了となります。

ご登録されたメールアドレスに「登録完了」のお知らせが届きますので、ご確認ください。

メール配信サービス新規登録の方法 ②

<LINEで受け取る方>

1 LINEで「東京都町田市」アカウントを友達に追加

登録方法は2通りあります。

(1) QRコードを読み取る方法

LINEアプリを開いてQRコードを読み取り、「追加」で友達に追加します。



(2) LINEアプリを開き、「友達追加」画面で「友達のID」で検索して友達に追加します。

ID：@tokyo_machida

2 LINEに届いたメッセージから登録ページへアクセス

届いたメッセージ本文中のURLをクリックしてください。

3 「利用規約同意確認」を確認

利用規約を確認し、同意の上「同意する」をクリックしてください。

4. 配信カテゴリを選択

配信を希望するカテゴリを選択し、「確認画面へ」をクリックしてください。

5 登録情報の確認

入力内容を確認し、ご入力頂いた内容に間違いがなければ「登録」をクリックしてください。
してください。

6 登録の完了

登録完了画面が表示されたら登録完了となります。

LINEのメッセージで「登録完了」のお知らせが届きますので、ご確認ください。

第5章 避難誘導体制・安否確認

1 安全確保と避難誘導

災害発生時に避難行動要支援者の安全確保及び避難誘導は、避難行動要支援者名簿等を用いて、地域が協力して行います。

避難行動要支援者が単身者又は避難に際して同居者による介助が出来ない場合、避難行動要支援者名簿等を用いて、地域が協力して避難施設等への避難誘導を行います。避難誘導にあたり誘導者は、責任を持って避難施設等での登録手続までを行うものとしします。

2 安否確認の方法

市は、避難施設責任者、地域組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署及びボランティア等と協力して、避難行動要支援者の所在及び安否の確認を行います。

避難行動要支援者の安否確認については、次のような手段を講じて行うこととしています。市関係部署以外にも、様々な機関を含む地域全体からの情報も集約するなど、確実に安否確認ができる体制を整備するものとしします。

【確認方法】

- ア 避難行動要支援者名簿
- イ 避難支援者からの報告
- ウ 民生委員・児童委員の調査による報告
- エ 町内会・自治会、自主防災組織の調査による報告
- オ 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の調査による報告
- カ 町田市消防団の調査による報告
- キ その他関係機関の調査による報告

3 避難行動要支援者等の特徴

避難行動要支援者等は、適切な防災行動をとりにくい個々の特徴があり、その状況を十分認識し、それに応じた対応が求められます。

そのため、避難行動要支援者等の避難行動を支援する際に参考となる、避難行動要支援者等の特徴を示します。

東京都福祉保健局「災害時要援護者への災害対策推進のための指針」

(2022年(令和4年)1月改訂)から抜粋

区分	避難行動等の特徴	配慮したい主な事項
一人暮らしの高齢者	体力が衰え行動機能が低下し、自力での行動に支障をきたす場合もある。	情報を伝達し、救助・避難・誘導してくれる人を確保しておく。
ねたきり等の要介護高齢者	自力で行動することができない。 危険情報を発信することが困難である。	車いす(電動車いすを除く)・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 医療機関との連絡体制を確立しておく。
認知症の人	自分で危険を判断し、行動することが難しい。 危険情報を発信することが困難である。	避難・誘導してくれる人を確保しておく。 医療機関との連絡体制を確立しておく。
視覚障がい者	視覚による異変・危険の察知が不可能な場合又は瞬時に察知することが困難な場合が多く、単独では、素早い避難行動が取れない。	音声により周辺の状況を説明する。 安全な場所へ誘導してくれる人を確保しておく。
聴覚障がい者・言語障がい者	音声による避難・誘導の指示が認識できない。 視界外の異変・危険の察知が困難である。 自分の身体状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	文字、光、色等の視覚による認識手段を提供する。 筆談が可能となるよう、常時筆記用具を携帯する。
肢体不自由者	装具や車いす、杖等を利用しなければ移動できない場合がある。 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 自力で行動ができず、コミュニケーションが困難なこともある。	車いす(電動車いすを除く)・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 医療機器を使用している場合は事項の「難病患者」「在宅人工呼吸器使用者」の項を参照。

区分	避難行動等の特徴	配慮したい主な事項
内部障がい者・ 難病患者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 常時使用する医療機器(機器によっては電気、酸素ボンベ等が必要)や薬、ケア用品を携帯する必要がある。	車いす(電動車いすを除く)・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 外見ではわからない障がいであることを周知する。 医療機関との連絡体制を確立しておく。 薬やケア製品、電源を確保しておく。
在宅人工呼吸器 使用者(24時 間使用者)	素早い避難行動が困難である。 人工呼吸器・吸引器等常時使用する医療機器の予備電源や医療バック、薬、ケア用品などを携帯する必要がある。	車いす(電動車いすを除く)・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者(4人以上)を確保しておく。 在宅療養が困難となった場合の入院先について相談しておく。 薬やケア製品、電源を確保しておく。
知的障がい者	異変・危険の認識が不十分な場合や発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合がある。	安全な場所に誘導し、精神的に不安定にならないように対応できる人を確保しておく。
精神障がい者	発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し行動することができる。 普段から服用している薬を携帯する必要がある。	精神疾患の症状は人により様々であり、本人及び支援者が症状等の情報を周囲に伝えられるようにしておくことが必要である。 極力、服用の中断を来さない様にし、本人及び援護者は服薬に関する情報(薬の名称や服薬のタイミング等)を知っていることが必要である。 医療機関との連絡体制を確立しておく。
乳幼児	危険を判断し、行動する能力はない。4～5歳を過ぎれば自己対応能力が備わってくる。	保護者側の災害対応力を高めておく必要がある。 自分で自分の身を守る方法を習得させる。
妊産婦	行動機能が低下しているが、自力で判断し、行動することはできる。	避難・誘導してくれる人を確保しておく。

4 安否情報の収集

安否情報の収集については、避難施設において実施しますが、親戚宅や知人宅に避難し、避難施設に避難しない避難行動要支援者も多いことから、避難施設のみでは安否情報の収集は難しい側面があります。このため、市は、以下のとおり避難行動要支援者の安否情報を収集します。

(1) 避難施設での所在確認

避難者名簿及び避難行動要支援者名簿に基づき避難行動要支援者の所在を把握します。

(2) 在宅している避難行動要支援者の安否確認

地域組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署及びボランティア等と協力して、避難せずに在宅している避難行動要支援者の安否確認に努めます。

5 各災害時における避難体制

(1) 地震

地震における避難行動要支援者の避難支援・誘導體制は本避難支援プランにあるとおりとなります。

しかし、地震は予測が難しく、突発的に発生するため、日頃から防災意識を持つことが非常に重要です。最寄りの避難施設の把握や経路の確認など、平常時から可能な対策を講じておくことが命を守る上で重要となります。

以下に町田市地域防災計画の第1章・第2節に定められている「基本的責務」及び、町田市への被害が大きく、最も切迫性の高い地震として「多摩直下型地震」の概要を示します。

■ 基本的責務

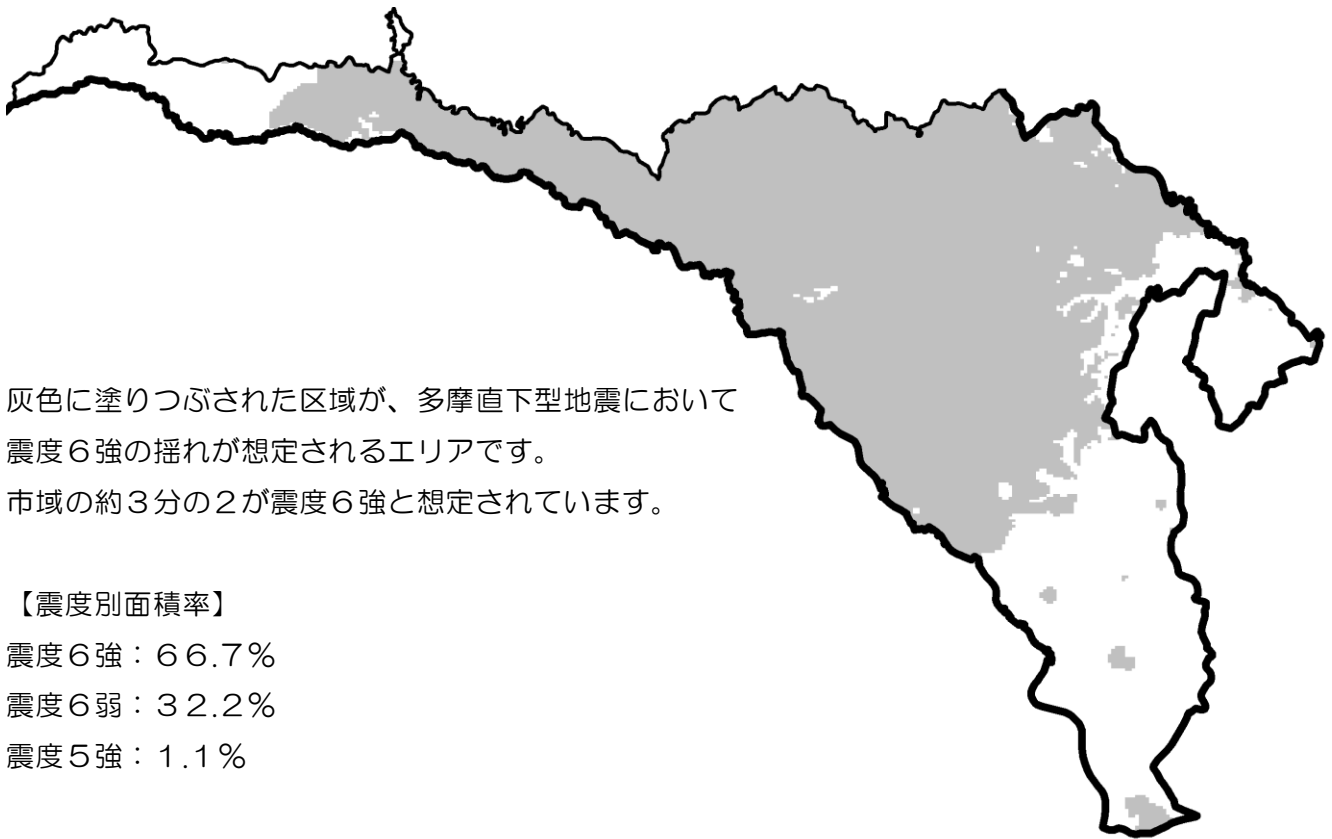
「自らの身は自らが守る」ことを基本理念におき、災害に強い人づくり、災害に強いまちづくりのために、市及び自治の主体である市民・その組織及び事業所は、日頃より役割をよく理解し、実行するよう努めます。

機 関 の 名 称	責 務
市	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、被災後の市民生活の再建及び安定ならびに都市の復興を図るため、最大の努力を払う。 ② 災害に強いまちづくりに努めるとともに、被災時における避難ならびに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制と資器材を整備し、防災関係機関がその責務を遂行するように、その先頭に立ち、被害の最小化に努める。 ③ 住民の協働による組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。 ④ 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟且つ機敏に対応するとともに、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災対策を推進する。 ⑤ 災害により重大な被害を受けた場合、速やかに市民生活の復興と計画的な都市の復興を図るため、震災復興基本方針及び震災復興基本計画を策定し、全力を挙げて復興事業を推進する。また、被災地域の特性等を踏まえ、よりよい地域社会を目指した復旧・復興対策を推進する。
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ① 各家庭において、会社、学校、外出先で被災した場合等、様々な状況を想定した連絡方法等の対応を、あらかじめ話し合っておく。また、徒歩による帰宅経路についても確認しておく。 ② 家具類の転倒・落下・移動防止や食器・ガラス類の落下防止対策を図る。 ③ 灯油・電気・ガス等の器具類の整備、住宅用火災警報器の設置をし、消火器や水の汲み置きによる出火防止対策を図る。 ④ 水・食料・携帯トイレや簡易トイレ・トイレトーパー等の最低3日分（可能な限り1週間分）の備蓄、医薬品・携帯ラジオなど非常持出用品の準備。 ⑤ ブロック塀等の点検補修及び転倒防止対策など、敷地内の安全対策を図る。 ⑥ 都・市・町内等で行う防災訓練に積極的に参加し、隣近所での声かけ・助け合い体制を確立する。 ⑦ 町内会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。 ⑧ 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）および避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者）がいる家庭では、差し支えない範囲で事前に地域組織や近隣に知らせておく。 ⑨ 避難の経路、場所及び方法について確認しておく。 ⑩ 市長その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的な震災対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により震災対策に寄与するよう努める。

<p>地 域 組 織 （自主防災組織、 組織未結成の町内 会・自治会及びマン ション管理組合等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 初期消火、救出・救護、避難訓練等を積極的に行い、組織内住民に対して防災知識の普及や出火防止の徹底を図る。 ② 災害に対応するための組織化を図り、消火、救助、炊き出し資機材等の整備、保守及び非常用食料等の備蓄を図る。 ③ 地域内の危険箇所・避難路を点検・把握し、周知する。 ④ 地域内住民の連携を高め、住民間の支援体制を確立するよう努める。 ⑤ 避難施設が開設された際、市・施設と協力し、主体となって運営に関わる。 ⑥ 行政及び地域内企業・事業所、近隣地域組織との連携・協力体制を整える。 ⑦ 団地・マンション等の集合住宅について、建物に被害が無ければ、居住者全体が避難施設への避難は必要が無くなることとなるため、日ごろから、より強く自助・共助を意識した取組みを推進する。 ⑧ 高層マンション等、エレベーターを有する建築物の住民組織は、エレベーターを含めた、ライフライン停止時を想定した対策を講じておく。
<p>事 業 所 （法 人 組 織 等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業所内外の安全化を図り、防災計画や非常用のマニュアルの整備など事業活動の継続対策をたてる。 ② 防災資機材・水・食料の備蓄等、顧客の安全対策・安否確認体制・帰宅困難者対策の整備を図る。 ③ 地域の防災訓練等に積極的に参加し、地域組織や関係機関との協力関係、また、事業所間での協力関係を整える。 ④ 東京都帰宅困難者対策条例（2013年（平成25年）4月施行）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業員を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努める。そのため、あらかじめ、従業員の3日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努める。 ⑤ あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法、徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努める。 ⑥ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。 ⑦ 事業活動に関して震災を防止するため、都及び市が作成する地域防災計画を参考として、事業所単位の防災計画を作成する。

多摩直下型地震の概要

震源	東京都多摩地域
規模	マグニチュード7.3
震源の深さ	約20～35km
発生頻度	同種の地震は、南関東地域において1885年から2004年の119年間に5回発生
発生	今後30年以内に発生する確率が70%



(2) 風水害

風水害における避難行動要支援者の避難支援・誘導體制は地震対策と共通ですが、風水害においては地震と異なり、予測することが可能な場合があります。そのため、避難行動要支援者は予報の段階から避難等の準備を開始するなど、自分の身を守るよう早めの行動を心がけることが重要となります。

■注意報の発表基準（2020年（令和2年）10月1日現在）

府県予報区		東京都
一次細分区域		東京地方
市町村等をまとめた地域		多摩南部
二次細分区域		町田市
大雨	表面雨量指数基準	12
	土壌雨量指数基準	114
洪水	流域雨量指数基準	境川流域=15.2 恩田川流域=9.1 鶴見川流域=9.7 真光川流域=4.9 麻生川流域=6
	複合基準	境川流域=(6, 15.2) 恩田川流域=(6, 9.1) 鶴見川流域=(6, 9.7) 真光寺川流域=(10, 3.7)
	指定河川洪水予報による基準	—
強風	平均風速	13m/s 以上
風雪	平均風速	13m/s 以上 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 5cm 以上
雷		落雷等により被害が予想される場合
濃霧	視程	100m 以下
乾燥		最小湿度 25%以上で実効湿度 50%以上
低温		夏期(平均気温) 平年より 5℃以上低い日が 3日続いた後,さらに 2 日以上続く時 冬期(最低気温) -7℃以下,多摩西部は -9℃以下
霜		4 月 10 日~5 月 15 日 最低気温 2℃以下
着氷・着雪		大雪警報の条件下で気温が -2℃~2℃の時

■警報の発表基準（2020年（令和2年）10月1日現在）

府県予報区		東京都	
一次細分区域		東京地方	
市町村等をまとめた地域		多摩南部	
二次細分区域		町田市	
大雨	（浸水害）	表面雨量 指数基準	19
	（土砂災害）	土壌雨量 指数基準	151
洪水	流域雨量指数基準		境川流域 =19 恩田川流域=11.4 鶴見川流域=12.2 真光寺川流域=6.2 麻生川流域=7.5
	複合基準 （表面雨量指数, 流域雨量指数）		境川流域=（9, 18.9） 鶴見川流域=（9, 11.6） 真光寺川流域=（15, 4.8）
	指定河川洪水予報に よる基準		—
暴風	平均風速		25m/s 以上
暴風雪	平均風速		25m/s 以上 雪を伴う
大雪	降雪の深さ		24 時間降雪の深さ 20cm 以上

■特別警報の発表基準（2020年（令和2年）10月1日現在）

大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が 予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、 暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、 雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

■記録的短時間大雨情報（2020年（令和2年）10月1日現在）

記録的短時間 大雨情報	1 時間雨量	100mm以上
----------------	--------	---------

※ 表面雨量指数とは

短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、数値化しています。

※ 土壌雨量指数とは

降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標です。現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量も含め、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、数値化しています。

※ 流域雨量指数とは

河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標です。降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を数値化しています。

第6章 避難施設における支援

1 避難施設等における要配慮者支援体制

(1) 開設の周知

市は、防災情報に基づき、早期に避難施設の開設を行い、開設にあたっては、様々な情報伝達手段により住民への周知を図ります。

(2) 避難施設との連携

避難施設の運営者は、次のように避難施設における要配慮者の支援を行うとともに、市などの関係団体との情報共有に努めます。

ア 要配慮者窓口の設置

- ・要配慮者からの相談への対応、確実な情報伝達や救援物資の提供

イ 避難者名簿の作成及び避難行動要支援者の避難状況の把握

- ・避難者名簿の作成及び避難行動要支援者名簿との照合による安否確認、不明者については市等へ連絡

ウ 要配慮者の状況・ニーズの把握

- ・要配慮者一人ひとりのニーズの把握
- ・避難施設で対応できないニーズについて市への要請
- ・二次避難施設との連携

(3) 支援体制の確認

市及び避難施設の施設管理者は、平常時から、要配慮者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認するとともに、避難施設における要配慮者支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難施設設置について関係者による訓練・研修を実施し、避難施設における要配慮者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況を把握します。

市は、平常時から、自主防災組織や福祉関係者等の協力を得て、各避難施設において要配慮者支援に従事する者の確保に努めるとともに、施設管理者、町内会・自治会、自主防災組織、福祉関係者等と協働して、施設の状況、要配慮者に配慮した利用方法等について確認し、改善に努めます。

(4) 優先的支援の実施

市は、大規模災害時等の避難施設スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障がいの種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要配慮者について優先的に対応するものとしします。

2 避難施設での生活にあたって

避難施設での生活にあたり、注意すべき事項を以下に示します。

(東京都福祉保健局「災害時要援護者防災行動マニュアル作成のための指針」(2022年(令和4年)1月改訂)から抜粋及び一部用語修正)

- ア 避難施設に着いたら、安否確認や登録のために受付をしましょう。また、配慮を必要としていることを周囲に知らせるためのヘルプマークやマタニティマークを身に付けたり、障害者手帳、ヘルプカード、母子健康手帳、お薬手帳などがあれば、提示しましょう。
- イ 自分がある避難施設が、あらかじめ予定していた避難施設と異なる場合には、予定していた避難施設へ安否を報告しましょう。必要があれば、避難施設のスタッフに連絡や移送について相談しましょう。
- ウ 避難施設内の設備や案内図などを確認しましょう。
- エ 避難施設では、スタッフの指示に従い、他の避難住民と助け合いながら生活しましょう。
- オ 避難施設での生活は、避難施設のスタッフと避難住民の自治組織との共同運営で成り立ちます。できるだけ運営に参加し、ルールを守り、それぞれが自分にできる範囲の役割分担をして助け合いましょう。
- カ 妊産婦が避難施設で働けないことに対して、後ろめたい、遠慮するなどにより精神的に負担がかからないように、受付で妊産婦であることを申し出るとともに、周囲の人にも妊産婦であることを分かってもらえる(マタニティマーク等)ようにしましょう。
- キ 避難施設生活や今後の生活での心配ごとなどについては、相談窓口で相談しましょう。また、その避難施設での生活が困難な場合には、二次避難施設などへの移送について相談しましょう。
- ク 避難施設で子供が泣いたり騒いだりすることの精神的負担がかからないように、乳幼児がいる世帯のブースを分けることも、安心の確保や物資供給の点で効果があります。
- ケ 著しい精神的な不安感や身体的な変化が生じた場合など、健康管理上の問題がある場合には、避難施設の運営スタッフ、若しくは、お近くの救護連絡所へ相談しましょう。
- コ 避難施設のペットについては、飼育場所が指定されるところがあります。なお、介助犬については、同伴できる場合もあります。

高齢者、家族、支援者は？

- 受付に、要介護認定を受けていること、認知症の症状があることなど心身の状態について申し出ましょう。
- 移動が不自由な場合には、手すりやつかまるものがあり、トイレに近い場所で、また、重度の介護を要し、おむつ替えが必要な場合には、プライバシーを確保できる場所で過ごせるように相談しましょう。
- トイレを使用できるかどうかを確かめ、使用できない場合には、スタッフに伝え、対応してもらいましょう。
- 屋外の仮設トイレに行くのに、夜、寝静まった人の間を歩いて行かなければならない、また、出入りを周囲の人に気兼ねしてしまうため、水分摂取を自ら控え血栓症などを起こすといったことがないように、トイレに行きやすい場所を確保してもらいましょう。
- 認知症の人は、環境の変化により認知症の症状が強くあらわれる場合もあります。その場合は、相談窓口や救護連絡所に相談しましょう。
- 入院等の医療が必要な場合は病院への搬送を、避難施設での生活を継続していくことが困難と思われる場合には、二次避難施設への移送について相談しましょう。
- ねたきりなど重度の要介護認定を受けている方は、施設への入所について相談しましょう。

視覚障がい者は？

- 視覚障がい者にとって新しい環境を把握し、生活に適應することはとても難しいです。たとえ短期間にしても、避難施設の環境全体を把握する必要があります。
- 視覚障がい者個人の努力で環境全体を把握することは極めて難しいことです。ガイドヘルパーなどの必要な支援を求めましょう。自分にあった誘導方法を伝えて、受付、相談窓口、生活の場、トイレ、出入口などを丁寧に案内してもらいましょう。状況の変化、食料や救援物資の配給などの情報の伝え方も説明しておきましょう。
- 体育館のような広い空間に大勢の人がいる中を移動することは難しいので、次のようなことに配慮してもらいましょう。
- 手すりなどの物理的な手がかりがあり、移動しやすい場所で過ごせるようにしてもらいましょう。
- トイレのたびに支援者を呼ぶことは心理的負担が大きいので、壁伝いに行けるよう、できるだけトイレに近い場所や避難施設の居室の出入口に近い場所に生活の場を設けるなど、一人で歩くための方法を一緒に考えてもらいましょう。
(屋外の仮設トイレを使用する場合も同様ですが、壁伝いに行けないときは、手すり等の手がかりとなるものを設置してもらいましょう。)
- 連絡やお知らせなどについては、紙に書いた文字以外の方法（例えば、口頭、録音テープなど）で必要に応じ繰り返し提供してもらうようにしましょう。

聴覚障がい者は？

- 受付に、耳が聞こえないことを申し出ましょう。
- 状況の変化、食料や救援物資の配給などの情報の伝え方も説明しておきましょう。
- 耳が聞こえないことを示す目印をつけましょう。
- 手話通訳、要約筆記などの必要な支援を求めましょう（例えば、「手話通訳必要」、「要約筆記必要」などと書いた目印をつける。）。
- 避難施設で手話の分かる仲間と会ったら、できるだけ手話で話しましょう。
それを見て手話で話す仲間が集まってくるかもしれません。聴覚障がい者同士で集まっていると、お互いに助け合えることがあります。また、手話の分かる健聴者も手助けを申し出てくれるでしょう。

肢体不自由者は？

- 受付を済ませたら、まずトイレを使用できるかどうかを確かめ、そこにあるもの（形式）では使用できない場合には、避難施設のスタッフに相談しましょう。
- その避難施設で対応が困難な場合には、使うことのできるトイレのある他の避難施設に受け入れてもらえるように相談しましょう。
- 身体機能に合った、ベッド、椅子等が使用できるかどうか確認しましょう。
- 体温調整が困難な方は、冷暖房の設備が使用できるかどうか確認しましょう。

内部障がい者は？

- 避難施設に救護連絡所が設置されている場合は、受付をすませたら、すぐ救護連絡所に行き、病状や必要な医療的ケアなどを伝えましょう。避難施設生活ではふだんよりも健康管理が大切になります。
- 救護連絡所のスタッフに安静、保温、清潔、換気、禁煙などの環境を整えてもらいましょう。入院する必要はなくとも、医療的ケアや処置、介護を要する場合には、二次避難施設への移送について相談しましょう。

心臓障がい者は？

- 災害時には、心身のショックや環境の変化によって病状の悪化が予想されます。ふだんから自分の病状をよく把握しておいて、いつもと違う次のような症状が出たときには、救護連絡所に相談するなど、早めに対応しましょう。

(例)

- 皮膚が冷たくなり、冷や汗がでる。
- 不安・不穏が強くなり、大きいあくびがでる。
- 体がだるい、尿量が減る、むくみがある。
- 脈拍が速く弱い、脈が乱れている。
- どうきがする、息が苦しい。
- 胸がしめつけられる、頭痛がある、など
- また、心身の安静が保てるような場所を確保してもらい、救護連絡所に必要な支援を求めましょう。

呼吸器障がい者は？

- 避難施設に救護連絡所が設置されている場合は、救護連絡所に相談し、酸素供給業者へ連絡をしてもらいましょう。また、病状によっては、医療機関に移送してもらいましょう。
- 感染症、心不全症状や合併症の悪化などが見られるときには、早急に医療機関に移送してもらいましょう。
- 病状が比較的安定していて、避難施設生活を続けていくことができるときには、酸素療法が可能な場所を確保してもらいましょう。
- また、病状が安定していても、救護連絡所の定期的な診療を受けて重度化を回避するなど、自らも自己管理に留意しましょう。
- 病状が比較的安定していて、避難施設生活を続けていくことができるときには、人工呼吸療法や酸素療法が可能な場所を確保してもらいましょう。

腎臓障がい者は？

- 避難施設に救護連絡所が設置されている場合は、医療救護所へ自分の心身状況について相談にいきましょう。
- 透析が必要な場合には、医療機関の確保と移送の手配をしてもらいましょう。透析まで時間的に余裕があっても病状が悪化している場合には、医療機関の確保と移送の手配をもらいましょう。
- 避難施設のスタッフに相談し、安静が保てる環境を整えてもらいましょう。
- 腹膜透析をしている人は、透析を行うための清潔で安静が保てるエリアを用意してもらいましょう。8時間以上貯留させないように交換しましょう。
- 食事管理（カリウム制限など）をしている人の場合には、医療救護所へ申し出て、相談しましょう。

膀胱・直腸障がい者は？

- 避難施設に救護連絡所が設置されている場合は、救護連絡所へ自分の心身状況について相談に行きましょう。
- 医療的ケアが必要な場合には、医療機関の確保と移送の手配をしてもらいましょう。
- ストマケアのための個室か、コーナーを用意してもらいましょう。
- トイレの使用や入浴について相談しましょう。
- 排泄管理、食事、水分管理などについて不安があれば、医療スタッフに相談しましょう。

知的障がい者、家族、支援者は？

- 受付で防災手帳を自分で提示できない人には、持ち物の中に身分を証明する物やメッセージがないか、本人と一緒に確認してみてください。
- 慣れない生活によって昼夜が逆転したり、興奮状態に陥ることがあるかもしれません。その場合、救護連絡所に相談し、専門医の診察が必要な場合には、専門医を紹介してもらいましょう。
- パーテーションの設置などで刺激を減らすことや、顔見知りの人や仲間と同じエリアで生活できるように、避難施設のスタッフに相談しましょう。
- 避難施設で適応できない状況が見られたら、二次避難施設などの落ち着ける場所への移送について相談しましょう。
- 避難施設での過ごし方を絵や短い文に書いて、本人と一緒に確かめましょう。

(例)

- 普通の声で話すようにする。夜は静かに過ごす。困ったことは、家族、スタッフに相談する。約束ごとは守る。
- 本人の不安定な状態が続き、家族だけで対応すると、家族の方も精神的に疲れますので、相談窓口や救護連絡所に相談しましょう。

3 二次避難施設

(1) 二次避難施設の設置

市は、通常の避難施設では避難生活が困難な要配慮者のための避難施設として、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等と協定を結び、二次避難施設の確保に努めます。

(2) 二次避難施設の確保

市は、避難行動要支援者名簿の作成を通じ、二次避難施設へ避難する必要がある方の概数を把握し、必要となる二次避難施設の確保に努めます。

(3) 設置・運営等

市は、二次避難施設の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等二次避難施設の設置・運営訓練を実施します。また、災害時において、二次避難施設の設置及び運営は、別に定める二次避難施設運営マニュアルに沿って行います。

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の見直し

この避難支援プランは、地域での避難行動要支援者に関する助けあい活動や避難訓練等日々の活動、また市及び関係機関での検討過程のなかで発見された新たな課題や意見及びその対応策等を随時反映するため、災害時要援護対策推進協議会等で内容を検討し、市民、地域等の意見を踏まえながら、適宜見直しを図るものとします。

2 さらになる避難支援対策の進め方

(1) 個別避難計画

災害が発生、またはそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者の避難及び避難生活の支援を迅速かつ的確に行うためには、あらかじめ避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援してどこに避難するのかを定めた、個別の対応方法についての計画を作成しておくことが有効です。

市では、これまで「個別支援計画」として、避難行動要支援者本人（本人の意思表示が困難な場合はその家族）の参加のもとで、近隣の避難支援者、民生委員・児童委員、町内会・自治会等役員など、地域で直接支援に携わるメンバーが協議し、避難行動要支援者本人の意向を尊重しながら、避難支援者（複数）、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法などについて具体的に話し合い、確認した計画を作成することを紹介してきました。

「個別支援計画」の作成は、地域の実情に合わせ、様々な地域で取り組まれてきましたが、2021年5月の災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者の避難のための計画である「個別避難計画」として、その作成が市町村の努力義務となりました。

「個別避難計画」は、市で従来取り組んできた「個別支援計画」と同様、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画として作成するものであり、本質的には同じものですが、計画に記載が必要な事項等が災害対策基本法で定められています。

(2) 個別避難計画の考え方

「個別避難計画」は、これまでの「個別支援計画」の取組と同様、避難行動要支援者本人（本人の意思表示が困難な場合はその家族）が中心となって作成する計画です。

内閣府による取組指針では、福祉・医療等の専門職や、地域の支援者など、日常から避難行動要支援者本人に関わるメンバーが協議し、避難行動要支援者本人の意向を尊重しながら、避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法などについて具体的に話し合い、確認しながら作成することが求められています。

市では現在、個別避難計画の作成方法等について検討を進めています。

（３）個別避難計画の対象者

個別避難計画の作成対象者は、本避難支援プラン「第２章（２）避難行動要支援者名簿の対象範囲」と同様となります。

（４）避難行動要支援者・避難支援等関係者の役割

町内会・自治会等、民生委員・児童委員、消防団や市と連携し、地域に居住する避難行動要支援者の生活状況等の把握に努め、日頃から、支援者同士、また避難行動要支援者本人・家族との間で連絡を取り合い、発災時の対応について共通の認識のもと、その対応方法について情報等を共有します。

また、避難施設周辺、避難経路における目標物や危険物、又はそれらの問題点などについて、本人を含めた関係者で話し合い、確認しながら、迅速で的確な避難方法及び安否確認の方法について検討しておきます。

（５）市の役割

市は、個別避難計画の作成方法等を検討し、計画作成を推進していきます。また、ヘルプカード※などの、災害時に必要な支援や配慮が明記され、周囲の人が適切に支援できる手段の普及に努めます。

※ ヘルプカードとは障がいのある方や難病の方等の援助を必要とする方が携帯し、日常生活や災害時、緊急時に必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。

町田市避難行動要支援者避難支援プラン修正の経過

2014年8月	町田市避難行動要支援者避難支援プラン策定
2015年5月	2014年度「町田市地域防災計画」の修正に伴い修正
2023年3月	2020年度「町田市地域防災計画」の修正及び 2021年度「災害対策基本法」の改正に伴い修正

町田市避難行動要支援者避難支援プラン

編 集 町田市

連絡先 地域福祉部福祉総務課

〒194-8520 町田市森野二丁目2番22号

電話 042-722-3111（代表）

042-724-2537（直通）